

# 全院協ニュース

全国大学院生協議会 2012 年 8 月 2 日 No. 234.

## 全国大学院生協議会 編集・発行

〒186-0004 東京都国立市中 2-1 一橋大学院生自治会室気付  
TEL・FAX：042-577-5679 ご連絡は E-mail にてお願い致します  
E-Mail：zeninkyo-jimu-owner@yahooogroups.jp  
HP：http://www.geocities.co.jp/CollegeLife-Cafe/8324/  
ブログ：http://www3.atword.jp/zeninkyo/  
ゆうちょ銀行口座番号：10160-76666411

## 目次

新旧役員挨拶……………p.2

全院協とは……………p.4

### シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢

大学改革をめぐって……………p.5

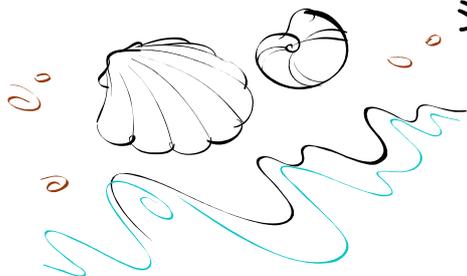
海外の大学院制度……………p.7

2011 年度学生支援機構からの文書回答……………p.9

特別寄稿……………p.10

第 1 回理事校会議報告……………p.12

編集後記……………p.12



## 新旧役員挨拶

### 2012 年度議長挨拶

全国大学院生協議会(以下、全院協)の議長を務めております東京大学の奥村美紗子と申します。現在、博士課程に在籍し、研究と全院協活動に励んでいます。全院協の取り組みとその最近の成果を紹介し、議長からの挨拶に代えさせていただきたいと思えます。

全院協は、1959 年に結成された国公立大学の院生自治会・院生協議会の全国組織です。大学院生の声に基づき、個別大学では解決できない様々な問題に共同して取り組み、大学院生の生活・研究条件の向上を目指すことを目的としております。この目的を果たすために、全院協が行っている活動は、大きく分けて二つあります。

一つ目は、大学院生の置かれた実態を把握する取り組みです。この活動は、参加している大学院生が集う理事校会議での経験交流や毎年実施している「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」などを通して行っています。昨年度のアンケート調査では、北は北海道大学から南は九州大学まで計 40 大学から 777 に及ぶ回答が寄せられました。回答から、将来の就職状況を不安に感じている院生が 65.2%にのぼること、経済上の不安を抱える院生も 58.0%、収入の不足が研究に影響を与えていると答えた人の割合が 59.7%に達していることが明らかになりました。

二つ目は、アンケート調査などを通して明らかになった実態を基に政策提言を練り上げ、中央省庁、各政党、学生支援機構へ要請を行うことです。この要請行動を通して、大学院生の生活・研究条件の向上を実現しようと試みています。これまでの要請の成果として、文科省による財務省への予算増額要求(2007 年度以降)、給付制奨学金の予算要求、外務大臣による国際人権規約第 13 条 2 項(c)留保撤回方針の言及、授業料減免枠の拡大などがあります。このような地道な活動によって、NHK「クローズアップ現代」の取材を受けるなど、マスコミからも注目され始めています。

以上の二つの取り組みとともに、全院協では全院協活動の参加を広げる取り組みも精力的に行っています。具体的には、権利停止校やオブザーバー校に加盟を呼びかけること、全院協活動への参加者、理解者を増やすことです。全院協の加盟校は 1981 年の 40 大学をピークに減少し、組織の縮小が進んでいました。しかし、加盟校拡大の取り組みによって、2011 年 5 月には、中央大学大学院経済学研究科院生協議会が再加盟を果たし、2012 年 6 月には立命館大学院生協議会連合会が再加盟しました。多くの大学で院生自治会・院生協議会の活動が困難となっていく中で、全院協運動を発展させると同時に、各大学での担い手を増やし取り組みを広げていくことが今後の課題となっています。

全国の大学院生の研究条件を維持・向上させるために、今年度も全国の大学院生と力を併せて取り組んでいきたいと思えます。一年間、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

全国大学院生協議会議長 奥村美紗子

## 退任の挨拶

一橋大学大学院 原民樹

昨年 5 月の全国代表者会議で全国の院生自治会より選挙で選出され、今年 3 月まで全国大学院生協議会の議長を務めさせていただきました。3.11 の余波に日本中が揺れ動いた 1 年、高等教育をめぐる情勢も水面下で重要な変化をたどってきました。博士課程教育の管理強化、国立大学法人への大幅な人件費削減圧力、地方大学再編の動き、給付制奨学金制度創設の挫折と奨学金のさらなるサラ金化の傾向など、大学の現場と乖離した財務省的論理が一方的に推し進められており、大学院生にとって明るいニュースはひとつもありません。

しかし、悪化するばかりの大学院生の現状に対応するように、大学院生の主体的な取り組みによって研究環境や経済状況を改善していこうとする自治運動が全国的に広がっていることも注目すべき事実です。それは 2 年前の中央大学経済学研究科院生協議会の全院協加盟に続く、今年度はじめの立命館大学院生協議会の再加盟に端的に現れています。あるいは昨年度の全院協の省庁・議員要請行動に全国から 40 名をこえる参加者が集まり、官僚や国会議員に大学院生の実情を訴え、政策提言を行ったことも特筆すべき動きです。

奨学金負債を抱え、アルバイトに研究時間を削られ、意味があるのかないのかわからない論文を書きながら酒に溺れていても、大学院生政策の本質的当事者は全国 30 万の大学院生以外にはいません。大学院をめぐるすべての問題は私たちの動き方にかかっているし、政策や制度は私たちの意見が十全に反映されたものでなければなりません。そのために私たちにできることはもっとある。これからもボチボチやっていきましょう。

### 「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」実施中！！

全院協では、2004 年から「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」をおこなっています。本アンケートは、大学院生の経済実態を把握し、大学院生の研究・生活諸条件の向上に資することを目的に、理系、文系、修士・博士課程、オーバーマスター・ドクター、専門職大学院、すべての大学院生を対象としております。

また、全院協では、毎年 11 月頃にアンケート調査結果を基にした要請行動をおこなっています。その結果、奨学金ブラックリスト化強制の一部撤回、今年度予算では博士課程生の授業料免除枠の拡大（3,000 人から 6,000 人へ）などの成果がみられています。大学院生の経済実態と、研究・生活環境の不備を把握する調査は本調査以外にありません。院生の研究・生活環境の向上を強く訴えるためにも、ぜひ、多くの方々にアンケートにご協力いただきたく存じます。アンケート用紙、Web 版アンケート、宣伝チラシは全院協ブログにて公開しております。ぜひ、お知り合いの大学院生にお広めください。なお、誠に勝手ながら、締め切りを暫定的に 8 月 15 日とさせていただきます。アンケートの集計結果は、全院協 HP でご覧いただけます。みなさまのご協力を、心よりお願い申し上げます。

## 全院協とは？

今日、大学における研究上、生活上の問題として、研究環境の悪化・就職の困難・学費高騰・奨学金の貸与率の低下など、大学院生を取り巻く問題は増加しています。さらに近年では、「大学改革」「大学院重点化」のなかで、カリキュラム・施設の整備・拡充、就職問題の解決を置き去りにしたまま大学院生が増やされてきているため、上記の諸問題はますます切実になっています。

こうした中で、全国大学院生協議会(全院協)は各大学の院生協議会個別の取り組みでは解決できないような問題を解決するために、全国の院生協議会・院生自治会と多くの大学院生の皆さんと情報交換・経験交流し、実際に運動を展開していく組織です。

また、近年の「大学改革」のなかで、大学院生の要求実現を進めている側から、大学のあり方について考えていく取り組みも行っています。

全院協は、その活動の目的として「全国大学院生協議会規約」(1960年制定)第2条で、「大学院生の生活研究諸条件の向上、大学・大学院における大学院生の地位と権利の確立、向上および大学院生の共通の立場から、平和と民主主義の確立ならびに社会進歩をめざす」ことを掲げています。

### ■ 主な活動内容

#### (1)院生の研究生生活条件に関する調査および報告書の作成

全院協では、2004年度以来、毎年「大学院生の経済実態に関するアンケート調査」を実施しています。この調査はここ数年の大学院生の急増化や多様化に伴って、院生の置かれている状況について把握するために実施しており、そ

の結果を『報告書』としてまとめ、広く社会に公表しています。

#### (2)大学院生の研究生生活条件の向上のための関係省庁・政党要請

上記のアンケート調査に基づき、文部科学省、財務省、国会議員および主要政党に対して、学費値下げや奨学金政策の拡充などの要請を行っています。文部科学省・財務省に対しては要請文を提示し、院生の実態を知らせ、大学院生の研究・生活環境の向上のため高等教育予算拡充や奨学金問題の改善を求めています。また、同時に行う政党要請、国会議員要請では、各政党の文教委員や政策担当をまわり、省庁交渉と同様に大学院生の実態を知らせ、その改善のための方策を議会がとるよう要請しています。今年度も、こうした大学院生の状況の改善を求め、また大学関連の法案の大学院生にとっての問題点を訴えるために行う予定です。

現在全院協は9大学の院生協議会・院生自治会によって、構成されています。年1回開かれる全国代表者会議(全代)が最高決議機関で、前年度活動の総括と次年度活動方針の決定を行い、議長と理事校を選出しています。この全代および理事校会議において、各大学の实態や取り組みとその工夫などを経験交流・議論しています。現在理事校は、北海道大学、一橋大学、早稲田大学(法)、中央大学、名古屋大学、京都大学、大阪市立大学、立命館大学の8校です。

今後も、全院協ニュースやブログ、ツイッターなどを通して、全院協、各大学の取り組み交流を進めていきたいと考えています。皆さんからの実態報告や、情報提供、質問、ご意見などお待ちしております。

## シリーズ 大学院と大学院生を取り巻く情勢

### 大学改革の歴史と現在

#### はじめに

経済協力開発機構（OECD）の『図表でみる教育（2011 年版）』によると、日本の教育費に関する国・地方自治体による公的財政支出は対 GDP 比 0.5%で、OECD 平均の半分以下、加盟 31 か国中最下位である。同じく家計など私費支出は 1.0%で、OECD 平均の約 2 倍である。OECD はいわゆる「先進国クラブ」であるから、この数値は、日本の教育が先進国最低水準の公的支出の状態にあることは明らかである。

この他、日本の大学・科学技術をめぐる構造的問題は、女性の大学進学率の低さ、科学技術予算（民生用）の少なさ（アメリカの 1/2、EU 全体の 1/3 以下の状態が続いている）なども上げられる。より身近な話をするなら、「お金が無くて進学や研究を諦めた」「就職できるか不安」「研究調査を行ないたいが、生活費のためのアルバイトが忙しくて出来ない」といった話は、多くの大学院生が日常的に体験していたり、周りにそうした人がいたりすることだろう。

日本は資源に乏しく、また科学技術が高度化した現代にあって、大学院での教育・研究が重要であることは誰もが認めることである。しかし、現状は上に述べた通りである。ここで問われるのは、なぜこうした状態になったか、何が現在起こりつつあるか、ということだろう。本論では、大学改革の歴史と現在を検討してみたい。

#### 1. 大学改革の歴史——新自由主義政策の流れ

戦後日本の大学政策は、当初、政府財政が貧困であったことから政府の財政的・政策的責任を低く抑えながら展開した。高度成長期には、大学生と研究への需要が高まってその規模が拡大したにもかかわらず、予算・施設などが追い付かず、1960 年代後半の学生運動の過激化をもたらした。しかし、その後もこの構造が基本的に変化せず、学費の高騰、私立大学の大規模化、学生の自主的活動の軽視などが続いた。こうして、先進国最低水準の高等教育予算が出現したのである。

1980 年代に大きな転機が訪れる。中曽根内閣が設置した臨時教育審議会（臨教審）は、その答申で大学教育の自由化を打ち出した。すなわち、大

学設置基準の緩和によって大学・大学院を拡大し、質・量ともに欧米並みに近づけようと企図する。しかし、教育予算を増やすことなく重点配分するという誘導的な政策をとり、学費値上げの継続、有利子奨学金制度の本格導入などで「教育は個人投資」とする自己責任論を強調し、国家主義・競争原理イデオロギーの新保守主義政策そのものであった。それは、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」（憲法 25 条）という国民の権利を無視し、権利実現のための政府の責任を放棄するものであったと言えよう。

1987 年、臨教審に基づいて大学審議会が設置されると、90 年代に相次いで答申・報告を発し、大学・大学院の規模拡大、課程博士推進、産業界との連携、大学管理システムの改革を打ち出す。90 年代半ば以降は、大学院のカリキュラム整備、教員の採用・雇用形態の見直しなど今日の大学問題に直接繋がる政策が示された。

1998 年の大学審答申「21 世紀の大学像と今後の改革方策について」（21 世紀答申）は、現在の高等教育改革の出発点であると文部科学省自らが述べるものである。それは、現在の大学が置かれた状況をグローバルな競争として認識とし、大学の活性化と管理化、大学院の拡大などの方針を示し、自己責任論と財政上の国の積極的役割を提言したものであった。以降の大学改革は、この答申の具体化にあると言って良い。

2000 年代の森・小泉政権下で新自由主義政策が行なわれる中で、国際化・競争化・重点化はさらに強調された。02 年の中央教育審議会答申「大学院における高度専門職業人養成について」は専門職大学院を打ち出し、法科大学院が発足。05 年の同答申「我が国の高等教育の将来像」および「新時代の大学院教育」は、大学院を量的拡大から質の整備を打ち出すとともに予算の選択と集中が示される。また、一貫して産業界のニーズを強調して、管理化と競争化が謳われたのである。

このように、この 30 年間の政府答申から分析できる大学改革の流れは、新保守主義の段階（1980 年代後半～90 年代前半）から新自由主義

の段階(1990 年代後半～)へと変化を遂げている。現在の情勢も、この延長線上にある。また、21 世紀答申から 10 年以上を経て更なる大学改革へ向けた胎動が起こりつつあると指摘できよう。これらの問題については、次章以降で検討したい。

## 2. 現下の情勢の特徴——世論と政策の変化

まず、象徴的なものとして、今年度予算を確認しておきたい。詳細な金額はここでは述べることはしないが、全体としては、文部科学省は予算拡大を目指して動き、全体として予算の増額を得たといえる。しかしその実態は、国立大学法人運営費交付金・同施設整備費・私立大学等経常費補助といった基盤的資金の増額は復興特別会計に頼っており、財務省の予算削減方針を考えると必ずしも安心できない。

注目すべきは、第一に競争的経費の増加である。国立大学改革強化推進事業(138 億円)・私立大学教育研究活性化設備事業(31 億円)が新設され、この他にも、競争的な改革を促す予算が増額される傾向にある。第二に、国立大・私立大ともに授業料の減免のための予算が拡大され、奨学金・科学研究費助成に関して前進が見られる。特に奨学金は、所得連動返済型の無利子奨学金制度が導入されたことは注目できる。

この第二の点は、競争化と予算削減という新自由主義的政策から見れば、真逆のようにも見える。それが達成されたのは、近年の世論動向を抜きには考えられない。小泉内閣退陣の 2006 年前後から新自由主義改革への批判が高まり、当の自民党さえも「改革」の修正を口にせざるを得なかった。さらに、09 年に民主党政権が成立したが、彼らが当初目指していたのは高校無償化や国際人権規約の社会権規約第 13 条 2(b) (c) 項の留保撤回を打ち出すなど教育の重視であった。10 年の参議院選挙では、全ての政党が高等教育をはじめとした教育予算の増額と重視を公約としたことも象徴的であると言える。

世論に押されて、具体的な政策も 2008 年頃から変化が起こっている。国立大学の学費値上げのストップ、奨学金の返済猶予などの新たな規定の導入、授業料減免制度の拡大などが図られている。今年度予算にしても、予算案の時点で給付制奨学金の導入も検討された。また、メディアの注目も高まっていることも指摘できよう。国民の権利と将来の社会のために教育費支出を増やすことは国

民的世論になりつつある。この 30 年の教育改革をめぐる情勢の新たな展開である。

## 3. 最近の大学改革の動き

しかしながら、大学改革の動きを楽観することは出来ない。21 世紀答申から 10 年以上、「新時代の大学院教育」答申から 5 年以上が経過する中で、さらにこれらを具体化させるための新たな課題と方向が 2011 年 1 月の「グローバル化社会の大学院教育」で示された。これは、自然科学系や企業研究者中の博士号取得者が国際的にみて少ないことを上げて、大学院教育の質・量双方の拡大を終始している。具体的には、①大学院教育の機能化＝学位プログラムの明確化、産業界等との連携の強化と多様なキャリアパスの確立など ②グローバルで高度な人材の養成＝流動化による一貫した博士課程教育の確立、リーダー養成の「リーディング大学院」、国際交流など——を基調としている。

こうした動きは、大学改革の歴史の延長線上にあることは間違いない。平成 22 年度版『文部科学白書』は、大学の多様化を競争を通じて進めるとともに、大学間の連携を改めて強調する。ここで想起したいのは、今年 6 月に浮上した国立大学の合併構想である。競争で大学を再編しながら、量と質の機能化で大学院生を大量生産する——これが文部科学省の目指す方向であると読むことが出来よう。

こうした大学改革の方針からは、世論の推すような教育の権利と未来社会のための支出増加や、学問の自由・大学の自治といった理念が完全に抜け落ちている。今年 3 月に出された経済同友会提言「私立大学におけるガバナンス改革」では、教授会を抵抗勢力として大学管理の課企画を迫り、理事会・学長・学部長権限の強化と経営人材の投入を謳った。また、中曽根康弘が会長を務める世界平和研究所の「大学改革試案」(2012 年 4 月)は大学教育のエリート化を提案した。新自由主義的な大学改革が、その根本的な思想において大学を国民から取り上げるものであると危惧せざるを得ない。これに対抗するのは、大学院生・大学生の切実な実態と、世論の働きかけである。一見して上手く書かれた政府や各種機関の文書も、歴史的前提を踏まえて検討することでその中身を読み解くことが可能なのである。

## 海外の大学院制度

### 1. はじめに

昨年私は世界各国の大学院生、ポスドクと 2 週間一緒に生物学の講義を受ける機会に恵まれた。そこで出会った同世代の研究者と交流する中で私が驚いたことは、欧米の大学院生が当たり前のように“給料”をもらい、研究に取り組んでいるということである。日本の学生は逆に年間数十万円の学費を払っていると伝えると驚かれた。なぜこのような違いが生まれてくるのだろうか。同じ大学院生として一生懸命研究しながら、海外では“給料”が出て生活していくことができる。一方日本では、高額な学費を負担しなければならず、“奨学金”という名の借金を背負う場合も多い。私たち日本の大学院生は自身のおかれた状況が当たり前になってしまっているが、私たちの状況は世界の常識とはかけ離れているのかもしれない。そこで本年度は新たに「海外の大学院制度」を情勢分析の一つに位置づけ、日本の状況と比較することで、よりよい改革案の提示を目指している。今回の全院協ニュースでは、文科省が大学改革の見本として考えられるアメリカの大学院制度について報告する。この報告では主に『切磋琢磨するアメリカの科学者たち - 米国アカデミアと競争的資金の申請・審査の全貌』<sup>1</sup>を参考にした。この本はアメリカのアカデミアの全体像がわかりやすく書かれており、興味のある方はぜひご一読いただきたい。

### 2. アメリカの大学院制度

アメリカは学歴社会であり、どこの大学を出ていようと、学士より修士、修士より博士が重んじられ、就いている職種や収入にも反映される。優秀な学生は大学を卒業後専門職大学院

(Professional school)<sup>2</sup>または大学院 (Graduate school) に進学する。進学を希望する場合、学部で優れた成績をおさめ、統一学力テスト<sup>3</sup>で高い得点をとる必要がある。そのため、米国の学部学生は授業に真剣であり、成績にどん欲である。

大学院生の選抜は、学部時代の成績、統一テス

トの得点、推薦書、エッセイによって審査される。優秀な大学院生を獲得することは、優れた研究をおこなうために不可欠であり、大学間の優秀な学生の獲得競争がおこなわれている。大学院は、博士課程までの一貫教育が基本である。授業の成績と資格適性試験 (Qualifying examination)<sup>4</sup>によって、PhD 候補生を選出する。不合格の場合は修士卒業を余儀なくされる。学位は博士論文の提出と発表によって審査される。

博士課程の学生は経済的なサポートを受けることが前提となっている (図 1)。一般的に 1 年生はティーチングアシスタント (TA) として、それ以降はリサーチアシスタント (RA) として働くことによって経済的なサポートを受けている。さらに授業料についても、免除もしくは各学科が肩代わりしている場合が日本に比べて圧倒的に多い (図 2)。RA の経済的サポートは所属する研究室の教員の研究費から出費される。RA は研究することで給料をもらうという意味から、学生は研究に専念できるが、担当教員からの研究推進に関するプレッシャーも大きい。そのほかにも NIH

(National Institute of Health: 国立衛生研究所) や NSF (National Science Foundation: 国立科学財団) などのフェローシップ (研究奨学金、研究奨励金) も利用することが可能である。

博士課程を修了し、アカデミック分野にのこる場合、多くが博士研究員 (ポスドク) として研究する。アメリカにおいても大学院生は増加しており<sup>5</sup>、ポスドク (特に生物学) も増加している<sup>6</sup>。しかし、アカデミックポストは限られているため、アカデミックでのポストを得るための競争は非常に厳しい。

<sup>4</sup> Synopsis (研究概要の説明), Proposal (独自の研究テーマでの研究申請) など各大学が独自に行っており、知識や創造性、論理性をはかるものとなっている。日本でも、中央教育審議会答申「グローバル化社会の大学院教育」において、修士論文を廃止しアメリカで行われているような Qualifying examination を導入することが検討されている。

<sup>5</sup> Graduate Enrollment in Science and Engineering Grew Substantially in the Past Decade but Slowed in 2010 [NSF 12-317]

<sup>6</sup> The rise of the professional master's degree: the answer to the postdoc/PhD bubble *Nature biotechnology* volume 30 number 4 April 2012

<sup>1</sup> 「切磋琢磨するアメリカの科学者たち - 米国アカデミアと競争的資金の申請・審査の全貌」 菅 裕明 共立出版株式会社 (2004)

<sup>2</sup> 例としては Medical school や Law school.

<sup>3</sup> 大学院を受験する場合は Graduate Record Examination を複数回受け、平均が最終得点となる。

新任の教員は Assistant professor<sup>7</sup> と呼ばれ、任期付きである。Assistant professor は独立した研究室を立ち上げるために、スタートアップ費用を大学から支給される。スタートアップ費用には、機材や消耗品の購入、学生やポスドクの人件費などに使われる。その費用によって、研究者は優れた研究をおこない、外部資金の獲得を目指す。Assistant professor はテニュア（終身在職権）審査に合格すれば、Associate professor へ昇進し、テニュアが与えられる。テニュアを獲得すれば、本人が退職を申し出ない限り解雇されることはない。テニュアは教員が大学を異動する場合も付随する。テニュア審査は科学研究費の獲得状況、発表論文の数と質、教育への貢献などが基準となり厳正に行われる。テニュアを取得できなかった場合、大学を去って、再就職先を探す。科学研究費の審査もテニュア審査もピアレビュー<sup>8</sup>によって行われる。今回の報告では字数の制約によって割愛したが、『切磋琢磨するアメリカの科学者たち—米国アカデミアと競争的資金の申請・審査の全貌』では、アメリカの科学研究費の審査がどのように行われているか詳しく述べられている。特に NIH は最も厳正なピアレビューによって審査を行っており、米国のライフサイエンスを支える根幹となっている。

### 3. これからの課題

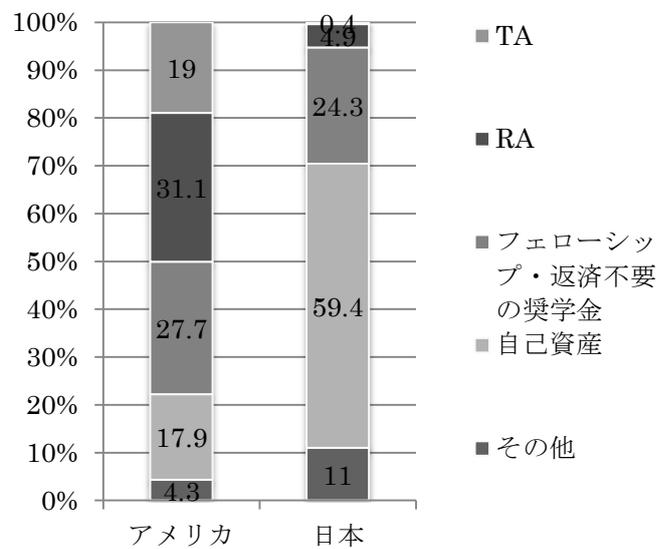
“THE PHD FACTORY”というタイトルの記事が 2011 年 4 月雑誌 Nature を飾った<sup>9</sup>。副題「世界は過去最高の博士を生み出している。そろそろ止めるときではないか。」にもあるように、世界で博士の数は増加しているが、アカデミックポストにつけない研究者も増加している。日本のみならず海外の国々でも博士の増加によってポスト争いが激しくなっており、博士がどのようなキャリアパスをとっていくかは共通の課題となっている。各国でどのような対策をとり、博士が活躍する場を作っているのか、今後詳しく調べていきたい。

<sup>7</sup> Assistant professor は日本の助手、助教とは異なり、完全に独立した研究室と研究プロジェクトを持つ PI (Principal investigator) である。

<sup>8</sup> 同じ分野の研究者による厳正な審査。テニュア審査では大学内外の研究者によって審査が行われる。

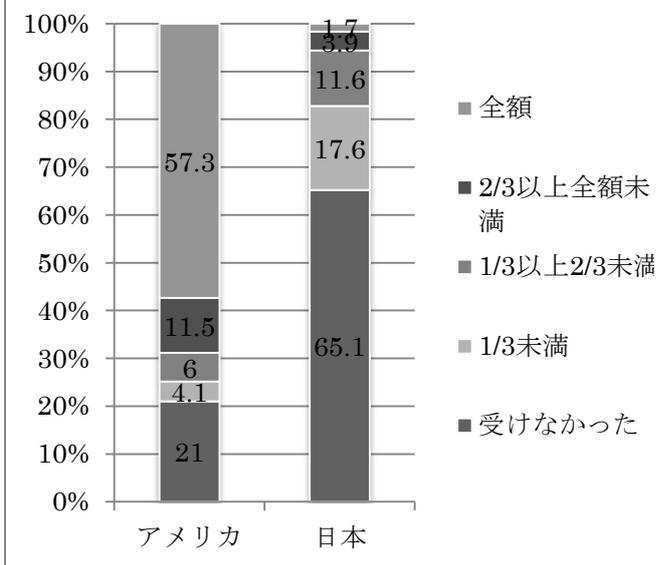
<sup>9</sup> THE PHD FACTORY Nature volume 472 21 APRIL 2011

図 1 大学院生が大学院在籍のために最も多くの金額を利用した資金種別



アメリカのデータは「The Survey of Earned Doctorates 2010」から、日本のデータは「我が国の博士課程修了者の大学院における修学と経済状況に関する調査研究」を用いグラフを作成した。

図 2 大学院で学費を免除された割合



出典：我が国の博士課程修了者の大学院における修学と経済状況に関する調査研究

## 2011 年度 学生支援機構からの文書回答

去る 1 月 16 日、奨学金問題に関して、日本学生支援機構より全院協に下記のように文書回答がありましたので、掲載致します。

### ■全国大学院生協議会への回答

#### 1. 第一種奨学金の採用枠を拡充していくことを求めます。

(回答)

第一種奨学金の貸与人員の増については、国の財政上の問題などから難しい状況にあります。平成 24 年度予算案においては、第一種奨学金の貸与人員が約 2 万 5 千人増（うち新規が訳 1 万 5 千人増）となっています。

なお、平成 24 年度から実施予定の「所得連動返済型の無利子奨学金制度」において大学院が対象外となっているのは、平成 24 年度概算要求において『給付型奨学金制度の創設』として要求した際に、大学院においては既に「特に優れた業績による返還免除制度」の対象であったことが理由の一つであると聞いています。

#### 2. 返還猶予期間の上限撤廃と返還免除採用枠を拡大していくことを求めます。加えて、それら制度の周知徹底を求めます。

(回答) 現行制度においても、生活保護世帯であることや傷病のために返済困難なものについては、返還期限猶予の適用期間に制限はありません。

一方、低所得により返還困難なものについては、返還期限猶予の適用を 5 年までとしており、これらにかかる猶予期間の上限撤廃は、実質給付となり得ること、償却財源が必要となることから、文部科学省とともに慎重に検討を進めてきたところですが、平成 24 年度から「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を実施する予定となりました。本制度は、収入・所得金額が一定以上になるまで返還を猶予するというもので、奨学金の申請に際して少なからず将来への不安を軽減するものと考えており、制度の適切な運用とともに周知徹底を図ることとしています。

「特に優れた業績による返還免除制度」については、各学校への通知および学校担当者を集めての業務連絡協議会などにおいて、修学上のインセンティブが働くよう、入学時から周知を図るようお願いしていますが、免除者の枠の拡大については財源的な課題があることから、制度運用の改善と併せて引き続き検討したいと考えています。

#### 3. 個人信用情報機関の利用中止、延滞金制度の撤廃を求めます。

(回答)

個人信用情報機関の活用については、「延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止することは、教育的な観点から極めて有意義である」との有識者会議による提言を実施することになったもので、延滞 3 月以上の者に限って登録することとしており、口座振替による月賦返還においては、振替不能 1 回目から 3 回目の者に対して振替不能通知とは別に、登録について警告して延滞解消を促す通知を送付しています。

また、口座振替による月賦返還においては、口座への入金や残高確認の失念等を想定し、振替不能 1 回目については延滞金を賦課しないこととしています。

なお、経済的理由などにより返還困難な場合には、返還期限猶予制度の適用を受けることにより延滞状態を回避できることとなっています。

個人信用情報機関の活用及び延滞金の賦課については、延滞金発生および延滞の長期化に対する抑止効果の観点から廃止することは考えていません。ご理解いただくようお願いします。

#### 4. 機関保障制度の保証料減額を求めます。

本機構としても、利用者の負担軽減のため保証料率はできる限り低く設定したいと考えていますが、機関保証制度における保証料率は、制度加入者数や回収率などの推計に基づき、保証期間において収支バランスが取れる見込みのものとして定められています。

今後、回収率が向上するなど、料率の算定基礎数等に大きな変化が生じた場合には見直すことも考えられますが、いまだ十分な検討材料が整っていないことから、当面は改定する予定はありません。

なお、本機構では、毎年度、機関保障制度検証委員会に置いて機関保障の妥当性を検証しています。

## 5. 給付制奨学金制度の創設を求めます。

(回答)

本奨学金制度創設に際しては、昭和 17 年当時、貸与制と給費制のいずれにするか論議の対象となっており、給費制は国家財政上ほとんど不可能であること、貸与制は独立自営の気風を養うことができることなどから、貸与制が採用されることとなったものです。

現行の奨学金制度は前述のとおり国の施策として貸与制をとっているものですが、諸外国には給付制が多くみられること等から、文部科学省は平成 24 年度概算要求において「給付型奨学金制度の創設」を要求し、財務省と折衝の結果、給付制奨学金ではありませんが、経済困難者への経済的

支援策として「所得連動返済型の無利子奨学金制度」が創設されることとなりました。

これは給付制の実現に向けて一步前進したものと考えていますが、国の財政事情が厳しい中で給付制を実施するためにはどのような方法があるのかなど、今後も引き続き文部科学省と協力しながら調査・研究を行います。

## 6. 以上の要請事項を関連省庁、機関に要請していくことを求めます。

(回答)

本機構の奨学金制度につきましては、文部科学省と協力しながら調査・研究していきます。

# 特別寄稿

## 院生規定の再構築—立命館大学院生協議会連合会の活動から—

角崎洋平（立命館大学大学院）

今年度より立命館大学院生協議会連合会（以下、立命院協）は、全国大学院生協議会（以下、全院協）に再加盟することになりました。再加盟を承認いただいた全院協の皆様へ改めて感謝いたします。

私は、昨年度、一昨年度と立命院協の事務方として活動してきました。再加盟は、立命院協執行部にとって積年の課題でした。再加盟により立命院生が、他大学の院生とともに全国的な院生課題を議論し、ともに活動できる機会を得たことを、うれしく思います。私自身今年度からは、一院生として院協運営についてサポートしていく立場になりますが、再加盟に際し、全院協活動ならびに全国の院生活動の参考になればと思い、立命院協のある主張についてご紹介したいと思います。それは『全院協ニュース 233 号』でも取り上げられていた「院生規定」についてです。

### 近年の立命院協の活動から

立命館大学は昨年・一昨年と学園としての重要な政策決定時期にありました。2010 年度は、今後 10 年間の中期経営方針の制定や、大阪府茨木市に設置予定の新キャンパス計画。2011 年度は、4 年に一度の、大学理事会と学部生自治組織（学友会）・教職員組合とともに学費値下げ・教学改善を要求する「全学協議会（以下、全学協）」も開催さ

れました。こうした中、立命院協は何度も、全 17 研究科（当時——現在は 19 研究科）を代表して、何度も「院生としての意見」を求められました。

「研究科が 17 ある」ということから容易に理解されるように、院生の研究内容はもちろんのこと、各々のライフプランは多様です。また、現在でも立命館大学大学院は、所在地が 3 か所（新キャンパス設置後は 4 か所！）に分かれており、院生間の日常的な意見交流にも障害があります。「大学院の多様化」「大学院生の多様化」「キャンパスの複数化」は、当然のことながら「院生協議会連合会」としての意志統一を困難にします。

こうした状況下で昨年立命院協は、複数回にわたる議論の末、「院生とは若手研究者である」と、あえて院生規定をしました。研究者を、イコール大学教員を目指す者、と理解するならば、若手研究者とは博士後期課程に所属する院生のみ、となります。しかし立命院協ではこの際「研究者」定義を幅広く捉えました。どの研究科どの専攻に所属していようと、院生とはすべて「それぞれの分野で専門知識を身に着け、考究する研究者である」と。確かに進路は、大学教員への道、民間企業で働くという道、高度専門職業人としての道、多岐に分かれています。しかし我々院生は皆（研究した専門知識を生かす場所は将来違うけれど）大学院という場で、専門的な知識の習得・研究を

進めている者である事実には違いありません。

院生の「若手研究者」規定の目的は、各研究科各課程各専攻にまたがる問題の整理・焦点化のためです。「若手研究者」であるという宣言は、教学・研究環境を、高度な研究にふさわしいものに改善せよ、という要求に繋がります。「若手」という言葉には、「年齢が若い」という意味ではなく、「研究歴が浅い」「大学院という場で養成されている」「将来が不安定で見通しを立てられない」という意味を込めています。また、「研究者」という規定は、「我々は大学の教学サービスの単なる享受者ではない」という宣言でもあります。

こうした観点から、立命院協は、今年の全学協議会において、各研究科の意見を集約し、修士課程・専門職課程の研究指導と就職指導の連携・強化、自主的研究活動への支援、ポスドク問題の解消、経済基盤が弱い若手研究者への財政的支援、学費の値下げ・無償化を要求しました。最終的には、学費の値下げ・無償化こそかないませんが、大学側と立命院協は、「院生とは、養成されつつある若手研究者（各課程において、各々の目標を抱えつつ学術的かつ専門的な学修・研究を進める若手研究者）」(全学協合意文書より)である、という認識を共有し、いくつかの成果を得ました。たとえば、修士・専門職課程のキャリアパス形成支援の強化、院生の自主研究会への補助、学費負担者の家計急変に対応した緊急給付奨学金の設置、研究高度化のための新設研究機構の設置とそこへの若手研究員の配置、などです。

### 若手研究者規定の戦略的機能

かかる院生規定の目的の一つは、「17 研究科の意志統一」にありました。こうした規定により、また規定の意味をめぐった議論を通じて、多様な院生が存在する「院生協議会連合会」が院生を代表して活動することの意義を再定義できたと考えています。しかしより重要だったのは、交渉相手に対する「院生はいかなる存在で、いかなる問題を抱えているのか」ということへの説明力の上昇です。

立命館大学のような私立大学では、財政運営は立命館学園としての「経営戦略」に左右されます。「院生への支援は大学側の社会的責務だ」と主張することも重要ではありません。しかし私立大学では（そして国立大学法人も）どうしても「院生への支援は、大学としてもメリットになる」ということも主張していかななくては、院生のために必要

な予算は獲得できません。たとえば、一昨年策定された立命館大学の中期計画では、「若手研究者が生き活きと活動できる研究環境の創造」という目標が掲げられました。「知的基盤を支える学術研究を通じた人間育成、広く社会に発信・還元する研究、学術研究の教育への還元」といった方針も明記されました。そこで立命院協は、こうした立命館学園の目標を受け、「若手研究者」として協力する姿勢を示し、大学の掲げる目標を達成するためにも院生全体に対する支援を強化することを求めました。そうした主張の中で立命院協は、上記のいくつかの成果を上げることができました。院生を「若手研究者」とする規定は、院生を学部生でもなく、常勤教職員でもない、「大学の重要な構成員である」との主張の基軸として有効であったと考えています。

立命院協の「若手研究者」規定は、立命館学園全体としての経営戦略に、明確に院生の存在を位置づけさせることを意図するものでした。そういう意味では、立命院協の「若手研究者」規定は、1960 年代に全院協の先輩方の確立した研究者・科学者としての社会的責任を全面に押し出した「若手研究者」規定とはいささか趣が異なるものかもしれません。しかし今日、私立大学大学院が増加し、国立大学も法人化し、1 大学ごとの独自の運営や裁量が大きくなっています。いまや、各々の大学・学園の経営戦略を踏まえつつ、各大学における院生存在の意義を明確にし、多様な院生存在を包含する観点から、院生独自の主張を戦略的に展開していくことはますます重要になっています。そして立命院協の経験からいえば、院生規定の再構築は、院生存在の意義を明確化する戦略として有効な方法であると考えます。

このような「若手研究者規定の戦略」は、全院協全体の活動にとっても重要だと考えます。将来見通しの不確実な若手研究者としての院生全体の生活改善のために、確実に状況を前進させる方法は数多くあります。そのためにも「院生とは大学や社会の中でどういう役割を果たす者なのか」——この点で 60 年代の院生の社会的責任を掲げた院生規定の系譜を引き継ぐことができるかもしれません——しっかりと交渉相手に主張していくことが必要ではないでしょうか。「院生とは若手（すなわち、養成されつつあるが、同時に将来不安定な）研究者である」という明確な規定は、そのための有効な戦略の一つである、と考えます。

## 第 1 回理事校会議報告

去る 6 月 30 日、第 1 回理事校会議および第 67 回全国代表者会議を一橋大学で開催いたしましたのでご報告いたします。当日の議事録が全院協のブログより閲覧することができます。

### ■ 参加者

- 理事校／加盟校／オブザーバー校  
一橋大学、早稲田大学、中央大学、京都大学、大阪市立大学
- 事務局  
東京大学、一橋大学、立命館大学、中央大学、関西学院大学、名古屋大学

### ■ 情勢報告および今年度の重点課題

大学改革・学費問題・奨学金・留学生問題・就職問題・海外の大学院制度の情勢分析について、事務局より報告を行った。

### ■今年度の方針

- アンケート調査：大学院生の経済実態に関するアンケート調査を実施し、1000 枚を回収目標とする。
- 省庁・議員要請：文科省、財務省、財務金融委員会、国会議員への要請行動を行う。その際、議員への要請行動のそれぞれにおいて、要求の内容や方法を吟味する必要がある。
- 広報活動：年間 3 回の全院協ニュースの発行を目指す。ブログや twitter を活用し、情報交流を積極的に行う。

- カンパ活動：郵送による呼びかけをメインとしてカンパ活動を行う。また、シンポジウムなどの機会があればそこでも呼びかける目標額は 30 万円とする。
- 加盟校拡大に向けた取り組み：①権利停止校への呼びかけの継続②オブザーバー校とのさらなる関係強化③全院協とはつながりのない院生協議会への働きかけ④全院協活動への参加の呼びかけ⑤関西地方での交流会の開催の 5 点を方針として掲げる。
- 他団体との連携：五者懇談会、奨学金の会との連携を深める。

### ■2012 年度活動スケジュール

- 8 月 15 日 アンケート収集〆切。
- 8 月 28 日 第 2 回理事校会議。
- 10 月中旬 第 3 回理事校会議。
- 10 月下旬 アンケート報告書および要請文作成。
- 11 月下旬 第 4 回理事校会議。要請行動戦略会議
- 11 月下旬 省庁・政党への要請行動
- 2 月中旬 日本学生支援機構への要請
- 3 月上旬 2012 年度（第 68 回）全国代表者会議

### ■第 2 回理事校会議の日程と内容

- 8 月 28 日（火）13：00～16：30@東京大学。  
議題：アンケート調査結果の共有、分析軸の検討・要請行動に向けた準備の開始・加盟校拡大。



### 編集後記

この度、全院協ニュース 2012 年度第 1 号を発行する運びとなりました。本号では遅ればせながら昨年度 1 月に行われた学生支援機構への要請とそれに対する文書回答を掲載いたしました。また、昨年度から継続し、本年度でもシリーズ「大学院と大学院生を取り巻く情勢」と題して、それぞれテーマを位置づけながら掲載いたします。今後も大学院生を取り巻く様々な問題を分析することで、大学院生の研究・生活上の困難の解決に貢献できたらと考えております。

また、本号では立命館大学院生協議会連合会の活動と「院生規定」に関する論稿を寄せていただきました。今後の全院協運動のあり方を考えるにあたり、大変示唆的であったように思います。お忙しい中、突然なお願ひにも関わらず執筆を引き受けてくださり、誠にありがとうございました。

今後全院協ニュースでは、理事校・加盟校の大学院生協議会の活動紹介だけでなく、現在全院協にオブザーバーとして参加して下さっている大学院の紹介も今後行っていきたいと考えております。本ニュースが各大学院の取り組みや状況を交流する場としても活用していただけましたら幸いです。

本年度も大学院生の研究環境改善を目指し、みなさまと活動していく所存です。1 年間、どうぞよろしくお願ひいたします。